

飯田市景観計画の変更（平成24年6月11日変更）

○変更する箇所

第4編 地域景観計画

- ・「第2章 座光寺地区」に下線部を追加する。（飯田市景観計画 18 ページ）
- ・「第4章」として「松尾地区」を追加する。（飯田市景観計画 22 ページ）

第4編 地域景観計画

第2章 座光寺地区

1 地域景観計画の名称

座光寺地域景観計画

2 地域景観計画の土地の区域

座光寺地区全域

3 景観育成の目標

座光寺地区は、東に南アルプスを望む、天竜川右岸の河岸段丘上の傾斜地にあり、住民の生活舞台は、天竜川岸辺から猪の山の扇状地までの4 km、標高差およそ300mの上・中・下段の段丘上で、それぞれの自然条件に合った特色ある農業生産地帯を形成しています。その恵まれた田園風景の中に里山や桜、史跡、街並みが溶け合う、文化と歴史の息づく美しい景観があります。

飯田市の北の交流の玄関口として、美しい景観を守り調和の中に豊かで潤いのあるまちづくりを進め、文化と歴史の薫る、心豊かに暮せる麻績の里座光寺にふさわしい景観を目指します。

4 景観育成の方針

座光寺地区には、南アルプスの雄大な眺望と農村風景をはじめ、舞台校舎、舞台桜、石塚桜、麻績神社に象徴される文化的景観や、高岡古墳などの歴史的資産、元善光寺の門前通りなど、地域の魅力となる特徴的な景観が残されています。

これらの自然、農村、歴史・文化が融合した景観を後世に受け継いでいくことが求められています。

①基本的な方針

○景観育成の目標の実現

景観育成の目標の実現に向けて、地域としての課題を掲げ検討を重ねてきた経過を踏まえて、地域内における対話を大切にし、景観育成に向けて取り組んでいくことを基本とします。

②具体的な内容

○建築物や屋外広告物に関する取り組み

- ・建物の位置や緑化に関するルールづくりに取り組みます。
- ・国道 153 号バイパスの開通以来商業化が急激に進み、商業地ばかりでなく田園地帯にも屋外広告物が林立するなど大切な景観が失われつつあります。一方で、屋外広告物も少なく美しい果樹園の風景が保全されている場所も残されています。
- ・麻績の里座光寺にふさわしい景観を保全・育成するため、屋外広告物に関するルールづくりに取り組みます。

ア 地区全域を対象とした取り組み

- ・この地区の特性と個性を生かした美しい景観を育成していくために、地区全域を対象とした自主的なルールを定め、申し合わせにより皆でそのルールを守っていくことにしました。

イ 特に景観を保全・育成することが必要な区域における取り組み

- ・万才線沿道、大門原線沿道の一部及び市道座光寺 258 号線沿道

果樹園等の風景や見晴らしが素晴らしく、特に大切にしたい場所です。地域の魅力を高めていくため、地区全域を対象とした自主的なルールに加えて、この沿道を対象にしたルールを定めます。

5 地域の特性及び個性を生かした景観の育成に必要な事項

建物の位置や緑化、屋外広告物に関する地区の自主的なルールを定め住民自らが守ることにより地域の景観を育成しようとする取り組みをバックアップするため、市は、座光寺地区全域を飯田市景観条例第 34 条第 1 項に規定する景観育成推進地区に指定し、建物の位置や緑化、屋外広告物の表示など事業者に対して案内を行うなど、地域が目指す景観への誘導を支援します。

ア 地区全域を対象とした自主的なルール

- ・建物の位置や緑化に関するルール
- ・麻績の里座光寺にふさわしいとした屋外広告物の形態意匠に関するルール
- ・屋外広告物の高さ及び表示面積に関するルール
- ・地区への届出や協議の適用除外に関するルール

イ 万才線沿道、大門原線沿道の一部及び市道座光寺 258 号線沿道

における自主的なルール

- ・非自己用の屋外広告物に関するルール
- ・自己用の屋外広告物に関するルール

※座光寺地区及び並びに万才線沿道、大門原線沿道の一部及び市道 258 号線沿道における自主的なルールの詳細は座光寺地区が策定した「座光寺地域土地利用計画」によるものとする。

第4章 松尾地区

1 地域景観計画の名称

松尾地域景観計画

2 地域景観計画の土地の区域

松尾地区全域

3 景観育成の目標

古墳や城址、寺社、古い街並みなど地域の景観を特徴づける史蹟等を保全し、景観と緑に配慮したゆとりとやすらぎのある住環境を形成します。

また、天竜川、松川、毛賀沢川等の河川、太郎井、九十九折井等の井水、今も湧き出ている湧水、久井から毛賀まで続く杜の緑などの先人から大切に受け継がれてきた水と緑を守り、財産として未来の子供たちに残すことを目標とします。

特に地域の景観のシンボルである段丘崖の緑（グリーンベルト）を保全します。

4 景観育成の方針

①基本的な方針

グリーンベルトは、松尾地区のみならず飯田市における景観の特徴であり、市街地に残されたわずかな緑です。

南北につながるその緑は、一帯であるものの場所ごとに特色が異なり、様々な地域との関わりを有しています。

また、この緑は、崖崩れの防止や、地域住民の憩いや健康づくりの場、動植物の生息地などとしての機能を持ち、防災やレクリエーション、環境などの面からもこの地域にとって重要な役割を担っています。

先人から大切に受け継がれてきた緑を守り、財産として未来の子供たちに残していくためにも、地域住民が主体となった取り組みが必要です。

次に掲げる地区における検討課題を地域住民と一緒に検討し、松尾地域緑の計画と連携しながら、その取り組みを支援します。

- (1) グリーンベルトの地域特性を踏まえて4つの区域に分け、区域ごとに緑の保全のあり方や手法等を検討します。この検討にあたっては、以下の点を考慮します。
 - ① 急傾斜であることから土砂崩落などの災害を防ぐこと。
 - ② 地域資源である史跡や井水などを活かしながら、森林浴や健康増進、自然学習、史跡散策などに活用すること。
- (2) 地域住民ひとりひとりが関心を持ち、参加可能な保全活動には、積極的に参加していくことが必要のため、地域の「緑を守り育てる」行動を定常的に行える組織づくり・あり方を検討します。
- (3) グリーンベルトの保全や管理への地域としての関わり方などを整理し、それらに沿って緑を守り育てるためのルールづくりや開発等の制限を検討します。
- (4) 緑の保全についての重要性を地域住民の方々に対して、より理解を深めてもらうための活動をします。

またこの地域特有の景観、防災、環境といった緑の持つ多様な機能を将来にわたりグリーンベルトとして保全するために、4つの区域の特色にあった制度やルールを検討します。

■この変更に関し、市が実施した手続き等は次のとおりです。

- 平成 24 年4月 10日～5月9日 パブリックコメントの実施
- 平成 24 年4月 26日 座光寺地域協議会への意見聴取
- 平成 24 年5月 15日 松尾地域協議会への意見聴取
- 平成 24 年5月 30日 土地利用計画審議会・都市計画審議会への諮問・答申